

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和2年3月27日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	高田良徳
同	新田耕造

- 第1 監査対象法人 瀬戸内国際芸術祭実行委員会
- 1 監査対象年度 平成30年度及び令和元年度
- 2 監査実施年月日 令和2年1月28日
- 3 県の補助金等の額 平成30年度 補助金 76,215,000円
負担金 95,000,000円
令和元年度 補助金 83,853,000円
(令和2年1月28日現在の交付決定額)
負担金 95,000,000円

4 監査の結果

補助金等に係る出納その他の事務について、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

指導注意事項

- ア 現金で収納されたスタッフTシャツの販売代金等について、現金受払簿への登記が漏れているものがあつた。また、収納金を収納したにもかかわらず、領収書を発行していないものがあつた。
- イ 現に保有する郵便切手の額が、郵便切手類受払簿に記載している金額よりも少なかった。郵便切手及び台帳の管理を十分に行う必要がある。

検討指示事項

- ア 公益法人の情報公開に準じ、毎年度の事業及び財務に関する情報について、ホームページでの公開を検討する必要がある。
- イ 瀬戸内国際芸術祭実施後、3年間の事業収支において余剰金が生じた場合は、負担金の額について検討する必要がある。